

毎週火・金曜日発行

## 島根県報

第一、三八五号

平成十四年七月十六日

(火曜日)

## 目次

## 規則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (消防防災課) 一

## 告示

解除予定保安林 (森林整備課) 二

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路整備課) 二

## 公告

特定計量器の定期検査の実施 (商工企画課) 二

土地立入りの通知 (用地対策課) 三

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 三

## 特定調達公告

島根県立浜山公園陸上競技場陸上競技計時計測機器 (〃) 四

及びコンピュータシステムの調達に係る随意契約の相手方等

歴史民俗博物館・古代文化研究センター情報システム (古代文化センター) 四

ム設計業務に係る調達の相手方の特定のための公募

型提案競技(公募方プロポーザル方式)の実施

## 公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第六十八号)

## 一 規則の概要

1 救助費用の単価を改定することとした。(第十四条関係)

2 その他規定の整理(第四条・第五条・第十二条・第十四条・第十四条の四

## 関係)

## 二 施行期日等

公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用することとした。

## 規則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十六日

島根県知事 澄田信義

## 島根県規則第六十八号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則(昭和三十三年島根県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第二項中「見込」を「見込み」に改める。

第十四条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「十七万九千円」を「十八万九千円」に、「十四万三千二百円」を「十五万二千二百円」に改める。

第十四条の四第一項中「行なう」を「行う」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

## 告示

## 示

島根県告示第六百五十六号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月十六日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字頓原村二六七五の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第六百五十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年七月十六日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	区	間	上り線又は下り線の別	指定年月日
県道	益田澄川線	益田市駅前町一四二番二地先から同町一七一番一地先まで	上り線	上り線又は下り線の別	平成十四年七月十六日
		益田市駅前町一四〇番五地先から同町一三六番六地先まで	下り線	下り線の別	〃

公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公告する。

平成十四年七月十六日

島根県知事 澄田信義

一 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

二 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号及び第三号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
十一月二十日から十二月二十日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、浜田市、大田市

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第三十九条第一項第二号、第四号及び第五号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
九月二日から十一月二十九日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、浜田市、大田市

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項

(3) の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。  
 (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
松江市	九月二日から同月六日まで	十時から十五時三十分まで	松江市役所
	九月九日から同月十三日まで	十時から十五時三十分まで	
	九月十七日から同月二十日まで	十時から十五時三十分まで	
	十月七日から同月十日まで	十時から十六時まで	
	十月八日から同月十日まで	十時から十六時まで	
	十月十一日	十時から十二時まで	
	十月十五日	十三時から十六時まで	
	十月十六日及び同月十七日	十時から十六時まで	
	十月十八日	十時から十二時まで	
	十月二十八日	十四時から十五時まで	
浜田市	十月二十九日	十時から十二時まで	浜田市役所
	十月三十一日	十三時三十分から十五時三十分まで	
	十月二十二日から同月二十四日まで	十時から十五時三十分まで	
	十月二十五日	十時から十二時まで	
	十月二十八日	十三時三十分から十五時三十分まで	
大田市	十月三十一日	十時から十二時まで	大田市役所
	十月二十九日及び同月三十日	十時から十五時三十分まで	
	十月二十八日	十三時三十分から十五時三十分まで	
	十月二十五日	十時から十二時まで	
	十月二十二日から同月二十四日まで	十時から十五時三十分まで	

備考 受付時間は、右記検査時間のうち十二時から十三時までの間を除く時間とする。

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、土地入りりの通知があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成十四年七月十六日

一 起業者の名称  
 島根県 代表者 島根県知事 澄田信義  
 島根県知事 澄田信義

二 事業の種類  
 出雲空港機能拡充整備事業（仮称）  
 立ち入ろうとする土地の区域  
 三 立ち入ろうとする土地の区域  
 平田市灘分町地内、島村町地内及び出島町地内  
 八束郡宍道町大字宍道地内、大字白石地内、大字佐々布地内、大字伊志見地内、大字昭和地内及び大字西来待地内

四 立ち入ろうとする期間  
 平成十四年七月五日から平成十五年六月三十日まで  
 簸川郡斐川町大字学頭地内、大字莊原町地内、大字神庭地内、大字上庄原地内、大字美南地内、大字沖洲地内、大字中洲地内、大字黒目地内、大字三分市地内及び大字坂田地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。  
 平成十四年七月十六日

一 開発区域  
 島根県知事 澄田信義

八束郡東出雲町大字出雲郷字姫津一四〇七番地一 外三筆  
 面積 四、二三〇・八一平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県田代町十四番三丁の七号  
 島根県土木建築株式会社 代表取締役 三嶋謙功

## 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年7月16日

島根県知事 澄田信義

- 1 役務の名称及び数量  
 島根県立浜山公園陸上競技場  
 陸上競技計時計測機器及びコンピュータシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 島根県土木部都市計画課 島根県松江市殿町
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 平成14年5月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社ニソ・スポーツ広島営業所 広島市安佐南区中筋3丁目28番13号
- 5 随意契約に係る契約金額  
 193,515,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
 随意契約
- 7 随意契約とした理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき公募型提案競技（公募型プロポーザル方式）により調達の相手方を特定するので、次のとおり公告する。

平成14年7月16日

島根県知事 澄田信義

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
 歴史民俗博物館・古代文化研究センター情報システム設計業務
  - (2) 業務内容
    - ア 情報システムの設計
    - イ 基本情報システムの仕様の策定
    - ウ 機器（映像機器・舞台照明機器等）及びネットワーク仕様の策定
    - エ 館内セキュリティシステムの仕様の策定
    - オ 情報系コンソツクの仕様の策定
    - カ 施設情報管理システムの仕様の策定
    - キ 建築設計業者および展示設計業者との調整
  - (3) 履行期間（予定）  
 契約日の翌日から平成17年3月まで。  
 （基本設計：平成14年10月～平成15年3月、実施設計：平成15年4月～平成17年3月）
- 2 参加資格  
 次に掲げる(1)から(4)までのすべてに該当すること。なお、共同企業体で参加する場合は、それを構成するすべての企業が次の(1)から(4)までのすべてに該当しななければならないものとする。また、共同企業体で参加する場合は代表する幹事会社を選定の上、共同企業体構成企業は事業の推進に共同で責任を持ち、幹事会社は全体の進捗・成果の品質について代表的責任を持つものとする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その

他の使用人、または入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公告の日から、4(3)に定める提出書類の提出期限の日までの間に、島根県の実施する入札について、指名停止を受けていない者であること。

### 3 競技要項 (提案競技説明書) 等の配布期間・配布場所

#### (1) 配布期間

平成14年7月16日(火)から平成14年7月26日(金)までの午前9時から午後5時まで。

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。

#### (2) 配布場所

〒690-0887 松江市殿町1番地 島根県立博物館内

島根県教育庁古代文化センター

なお、返信用封筒(返信先を明記した定形外角2の大きさで、切手(890円)を貼り付けたもの)を同封して配布の依頼のあった場合には、書留郵便により郵送する。

また、この提案競技説明書は様式も合わせ島根県古代文化センターホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/kodai/>)にも掲載する。

### 4 提出書類の提出方法等

#### (1) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)すること。ただし、持参の場合は、休日等を除く。

#### (2) 提出部数

提出書類の種類及び部数は競技要項による。

#### (3) 提出期限

平成14年8月28日(水)午後5時まで(必着)。

#### (4) 提出先

3の(2)に同じ。

### 5 委託予定先の選定方法

- (1) 歴史民俗博物館・古代文化研究センター情報システム設計者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の厳正な審査を経て、島根県教育委員会教育長が決定す

る。

- (2) 評価については、以下の点等から総合的に行う。

#### ア 営業経歴

#### イ 類似業務に係る実績

#### ウ 担当技術者の経歴、業務実績

#### エ 業務の実施体制、推進方針

#### オ 過去に設計されたシステムの発注者の評価

#### カ 提案書に示されたシステムの機能性、実現性、経済性、操作性、拡張性

#### キ 保守管理の容易さ

- (3) 提出書類により参加資格及び提案内容の書類審査をした後、面接の対象者を決定する。

- (4) 面接は平成14年10月頃を予定しているが、詳細な日時・場所については、該当者に個別に通知する。

- (5) 選考結果については、個別に通知する。

### 6 契約

#### (1) 契約の相手方

5(1)により決定した者と基本設計契約締結の交渉を行い、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行うものとする。なお、実施設計については、当該基本設計業務受諾者との間で、別途に委託契約を締結する。また、施工監理についても、本設計業務の契約の相手方と別途随意契約を締結する予定である。委託契約は島根県会計規則(以下「規則」という。)に基づいて行う。

#### (2) 契約金額

委託予定先から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

#### (3) 契約条項

契約書及び仕様書による。

#### (4) 前金払

基本設計の前金払いは行わない。実施設計の前金払については、規則第52条に基づいて行う。

(5) 契約保証金

規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

7 その他

(1) 情報システムに係る周辺機器整備、情報系コンテンツ作成、船内セキュリティシステム整備、施設情報管理システム整備については、設計結果をもとに、再度、入札等により納入業者を決定する。

(2) 提出書類の作成及び提出に要する費用、面接に要する経費は参加表明者の負担とする。

(3) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(4) 手続きに用いる言語等

ア 提出書類は日本語で作成すること。

イ 金額欄は、出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率による日本国通貨に換算し、記載すること。

ウ 面接に使用する言語は日本語とする。

エ 時刻は日本の標準時を用いる。

(5) 提出された書類の返却は行わない。

8 問い合わせ先(書類提出先)

〒690-0887 島根県松江市殿町1番地 島根県立博物館内

島根県教育庁古代文化センター

担当：品川、岡

電話番号 0852-22-6726

FAX番号 0852-22-6728

Eメールアドレス kodai@pref.shimane.jp

9 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required

A complete set of information systems for Shimane History Museum and Shimane Prefectural Institute of Ancient Culture

(2) Delivery Term

March, 2005

(3) Delivery Location

Shimane History Museum and Shimane Prefectural Institute of Ancient Culture

(4) Deadline for submission of Proposal documents

17:00 p.m., August 28th (Applications via mail must be received at the above office by 17:00 p.m. on the same day.)

(5) For further details contact;

Shimane Prefectural Institute of Ancient Culture  
1 Tono-nachi Matsue City, Shimane Pref., 690-0887 Japan Tel +81-852-22-6726